

## 弁 護 団 声 明

1 元厚生労働省職員の宇治橋眞一氏に対する国家公務員法違反（政治的行為の禁止）被告事件について、東京地方裁判所刑事第11部（小池勝雅裁判長）は、本日、これを有罪（罰金10万円）とする不当判決を言い渡した。当弁護団は、この不当判決に対し、断固抗議する。

2 本件は、2005年9月10日、世田谷区池尻の警察官舎1階の集合ポストに政党機関紙（「しんぶん赤旗」号外）を投函していた宇治橋氏を、世田谷警察署にむりやり連行し、同氏が国家公務員であることが判明するや「住居侵入罪」で逮捕、後日、国家公務員法違反で起訴した事件である。

政党ビラの配布は、表現の自由、政治活動の自由として憲法21条が保障している。この表現の自由・政治活動の自由は、憲法の基本原理である国民主権を実現し民主主義を支える極めて重要な基本的人権である。宇治橋氏のビラの配布は、この表現の自由・政治活動の自由の一環として行われたものであるとともに、本件ビラ配布は、住宅各棟1階の集合ポストへの単純な投函行為であり、住居の平穏やプライバシーを侵害することはもちろん、そのおそれすらない行為であった。

警察・検察は、何ら犯罪とならず、現行犯逮捕の要件を充たしていないにもかかわらず、宇治橋氏を「住居侵入罪」で逮捕し、この違法捜査を利用し、国家公務員法違反で宇治橋氏を起訴した。これは日本共産党に対する弾圧を目的とした差別的な捜査であり、違法な起訴にほかならない。

3 本件訴訟において、公務と全く関連なく行われるビラ配布行為までも、配布者が国家公務員であるというだけで刑罰をもって禁止することが許されるのか、国家公務員の政治的行為を刑罰をもって包括的かつ一律に禁止する国公法第102条1項、110条1項、19号、人事院規則14-7の合憲性、憲法第21条違反の有無が問われた。ところが、本判決は、下級審裁判所が最高裁判決を尊重することが、そのとるべき基本的立場だとして1974年の猿払最高裁判決を無批判に踏襲し、その合憲性を肯定した。

本判決は、憲法第21条が保障する表現の自由・政治活動の自由の意味、政党ビラ配布の価値をまったく理解しないばかりか、国家公務員の政治的表現の自由を完全に否定するに等しい判断である。また、国際人権規約（B規約）やILO条約、さらにはアメリカのハッチ法の改正等、公務員の政治的自由を確立しようとする近時の国際的な流れにも完全に逆行するものであり、国際的な批判を免れない。

さらに、警察・検察の違法な捜査・起訴についても、これを不問に付すばかりでなく、本件捜査に違法とされるところはないとまで言及し、これを正当化した。権力擁護の姿勢においてきわめて異常な判決といわざるをえない。

4 昨今、東京地方裁判所で本件と同様に有罪判決の出された社会保険庁職員のビラ配布事件、東京高等裁判所で逆転有罪判決となった葛飾区ビラ配布事件、最高裁で有罪が確定した立川自衛隊官舎事件など、言論・表現の自由に対する政治的刑事弾圧を、裁判所が容認する事案が相次いでいるが、本判決もまた、権力による言論・表現の自由の侵害に対する、司法の批判性の欠如、追従的姿勢を如実に示すものにほかならない。

5 憲法や国際人権法で保障された表現の自由の意味を全く理解せず、権力による言論・表現弾圧に追従する本判決は、平和と人権、民主主義を擁護する立場から、決して容認できない。

我々は、本日の不当判決に対して控訴し、控訴審において無罪判決を勝ち取るべく奮闘する。同時に、この不当判決を乗り越え、表現の自由、政治活動の自由を守る運動をさらに発展させるために断固たたく決意である。

最後に、この間、この裁判を支えていただいた多くの皆さんに感謝の意を表するとともに、引き続きご支援をお願いするものである。

2008年9月19日  
世田谷国公法弾圧事件弁護団